

令和7年度6月採用
パートタイム会計年度任用職員
募集案内
＜消費生活相談員＞

【試験日】 令和7年5月14日（水）
（時間等は後日、お知らせします。）

※試験日に都合が悪い場合は、要相談

※多数の応募があった場合、申込期日を待たずに早期に募集を打ち切ることがあります。募集を終了した場合は川越市ホームページの当該募集に関するページを削除します。募集中かどうかの確認などは下記担当までお問い合わせください。

【申込方法】 持参、郵送又はメールによる申込み

【申込期日】 郵送 令和7年5月2日（金）まで（消印有効）
持参及びメール

令和7年5月8日（木）まで

※不明点等ございましたら下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

川越市 市民部広聴課 消費生活担当

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-6160（直通）

【募集要項】

項 目	内 容
職名	消費生活相談員
職種	パートタイム会計年度任用職員
募集人員	1 名
任用期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで ※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再任用されることがあります。
応募資格	次のいずれかの資格を有する人（学歴・性別・経験不問） (1)消費生活相談員 (2)消費生活専門相談員 (3)消費生活アドバイザー (4)消費生活コンサルタント ただし、地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。 ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②川越市職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③人事委員会又は公平委員会の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※日本国籍を有しない人も応募できますが、任用期間において従事可能な在留資格を有する必要があります。
勤務内容	消費生活相談(消費生活に関する助言・あっせんその他の関連業務)及び講座等講師 ※パソコンでの相談情報入力、関連作業及び講座等資料作成含む
勤務場所	川越市役所市民部広聴課（川越市消費生活センター）
勤務時間	午前10時から午後4時30分までのうち、 休憩時間60分を除く1日5時間30分
勤務日及び勤務日数	4週を超えない範囲において10日以内とし、業務実情に応じて所属長が定める日（週2.5日） ・月曜日隔週・水・金曜日 （ただし、曜日について都合が合わない場合は応相談。）

残業等	原則なし。 ※勤務日以外に研修参加や代替勤務がある場合があります。
報酬	日額13,200円
手当・保険	(1) 通勤手当に準ずる費用弁償が支給されます。 (2) 厚生年金保険、健康保険、雇用保険への加入はありません。 労働者災害保険等の適用があります。
休暇	年次有給休暇のほか、病気休暇・特別休暇（婚姻、忌引等）などの休暇が取得可能です。ただし勤務形態や勤務期間等の条件によって、取得できる日数等の取扱いが異なります。
兼業の可否	営利企業（官民間問わず報酬等を得ている場合を含む。）への従事制限の対象外となりますが、職務専念義務に支障を来するような長時間労働とならないように、兼業先の労働条件等を予め確認させていただきます。
その他	その他の服務規程及び休暇等は川越市職員に関する規定に準じます。（一部例外あり）

【申込方法】

次の書類を持参、郵送又はメールにより提出。

※郵送の場合は、封筒の表面に、「履歴書在中」と朱書きし、必ず、「特定記録」又は「簡易書留」で郵送してください。（普通郵便等で申込した場合の事故については、責任を負いません。）

- ・履歴書
- ・応募資格(1)～(4)のいずれかを満たすことが確認できる証票の写し
- ・面接カード ※面接カードを基に面接を行います。

【提出先】

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
川越市役所 市民部広聴課 消費生活担当 宛
Mail shohiseikatsu★city.kawagoe.lg.jp
（送信時は★を@に置き換えてください）

【選考方法】

面接による。

- ・面接は川越市役所3階広聴課にて受付後、面接会場へご案内致します。
- ・時間等は後日、連絡します。
- ・選考の結果については、申込者本人に通知します。
- ・選考結果についての問い合わせには応じられないのでご了承ください。

【注意事項】

- ・提出された書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また、返却しませんのでご了承ください。